

○三重大学大学院医学系研究科における博士課程学生の次世代研究者挑戦的
研究プロジェクトの実施に関する推薦内規

(令和6年4月10日内規第6140号)

改正 令和6年10月9日内規

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学次世代研究者挑戦的研究プロジェクトの実施に関する規程(以下「規程」という。)第6条に基づく三重大学大学院医学系研究科博士課程学生の支援学生候補者(以下「候補者」という。)の推薦に関し必要な事項を定める。

(申請)

第2条 支援学生となることを希望する者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書類を研究科長へ提出するものとする。

(候補者の推薦)

第3条 研究科長は、申請者から提出された申請書類について、三重大学大学院医学系研究科大学院委員会(以下「大学院委員会」という。)へ送付するものとする。

2 大学院委員会は、申請書類を精査の上、推薦者の案を作成し、研究科教授会へ報告するものとする。

3 研究科長は、大学院委員会及び研究科教授会の審議を経て推薦者を確定し、規程に定める選考委員会へ候補者を推薦するものとする。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は研究科長が別に定める。

附 則

1 この内規は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 三重大学大学院医学系研究科における博士課程学生の育成支援に関する推薦内規(令和3年10月13日制定)は、廃止する。

附 則(令和6年10月9日内規)

この内規は、令和6年10月9日から施行し、令和6年10月1日から適用する。